

# 北陸ブロック発注者協議会

公共工事の発注者においては、平成17年4月1日に施行された「公共工事の品質確保の促進に関する法律」に則り、総合評価落札方式の拡充、ダンピング受注への対策に取り組んできたところです。

しかしながら、総合評価落札方式の普及が地方公共団体では遅れていること、不良不適格業者の存在、地元優良業者の淘汰、下請企業等へのしわ寄せ等の問題が指摘されていることを受けて、平成20年3月28日に開催された「公共工事の品質確保の促進に関する関係省庁連絡会議」において、これらの問題に対する総合的な対策（公共工事の品質確保に関する当面の対策について）が打ち出されております。

北陸地方整備局では、公共工事の品質確保を促進するため、総合評価落札方式の拡充等を図るべく、公共工事の発注者間の連絡調整機関として、北陸地域にある関係省庁の支部局及び、県、代表市町村、特殊法人等に参加を呼びかけ、30機関による「北陸ブロック発注者協議会」（以下、協議会）を設立し、平成20年10月10日に発足しました。

協議会では、総合評価方式の導入・拡大などの取り組み方針を掲げ、公共工事発注機関で取り組んでいるところです。

平成23年7月20日の協議会において、総合評価方式の導入・拡大等に関する取り組み状況の公表について了承されたことから、平成22年度の取り組み結果を公表します。

北陸ブロック発注者協議会について

公共工事発注機関における総合評価方式の  
導入・拡大等に関する取り組み状況